

●県管理の道路に関する要望やクレームであっても、市で受け取り適切に対処してほしい。

市内の国道・県道に関する相談窓口は、国道4号の場合は国、県道や国道349号・国道115号・国道399号の場合は福島県となりますが、市の建設部土木課または総合支所でも道路一般の相談・問い合わせを受け付けております。

市では、相談・問い合わせの内容をお聴きし、それが国または県で管理する道路に関する内容であった場合には、市から該当する道路管理者にお聴きした内容を伝えることになっています。

この度の福島県管理道路に関する相談につきましても、お手紙にもございました通り、市にお問い合わせいただいた時に、一旦市で相談内容をお聴きしたうえで、道路管理者である福島県に伝達するように対処すべき内容でありました。窓口業務におきましては、市民の皆様にご迷惑をかけることのないよう、土木課と総合支所との間で相談・問合せ等の対応方法について確認し、以後このようなことが無いように連携を密にして対応してまいります。

(担当：土木課)

●高齢者の危険運転が問題になっているが、農地や近隣には自分で運転して行きたい。地域や車種を限定して運転ができるようにならないか。

高齢者が関係する交通事故が数多く報じられております。国では高齢者ドライバーの交通事故防止策が議論されており、運転補助装置が付いた車種や地域、道路などを限定した運転免許制度の導入が検討されているようですので、市としても関係機関に働きかけていく考えです。今後とも、安全運転に心がけ交通安全にご協力いただきますよう。よろしくお願いいたします。

(担当：生活環境課)

●旧伊達町と旧保原町に設置される両インターチェンジの名称に『伊達』を入れてほしい。

高速道路のインターチェンジの名称は、一般的に関係自治体の意見を聴き、国が設置する「標識適正化委員会」で決定することになっております。

名称の決定にあたっては、道路利用者の利便性を考慮し、その所在をわかりやすく示す必要があるため、当該施設が所在する市町村名を使用することが基本となります。

ご提案いただきました旧伊達町と旧保原町に設置されるインターチェンジの名称につきましては、国土交通省へ働きかけを進めてまいります。

(担当：土木課)

●工場の音がうるさく困っているので何とかしてほしい

以前、この工場と工場からの距離毎に騒音測定を行いました。いずれも基準値以内という結果でした。今回お手紙をいただいたこと、前回の測定から数年経過していることから、現状を確認するために職員が工場を訪問してまいりました。

その際、経営主から、近隣住民から騒音についての申し出があったため、現在工場内の窓を閉め切り、扇風機を使用することで空調設備は極力運転を控え、最も音が出る工作機にも防音効果のある部材を使用するなど、可能な限り防音対策を実施していることをお聞きしました。

経営主としては、地域への迷惑を解消する意向をもっており、騒音対策のための取組みを行っているとのことでしたので、今後の経過を見守って頂きたいと思っております。

(担当：生活環境課)

●防災無線が聞き取りにくい。ネットやCATV等、情報伝達手段を考えてほしい。

ご指摘いただきました防災行政無線の屋外スピーカーによる放送が聞き取りづらいことについては、屋外スピーカーが設置されている周辺とその距離や、放送時の気象状況に大きく左右されることから、音が聞こえずらい、聞こえない、音が共鳴して内容が聞き取りづらいなどのお話をいただいています。これらの状況を調査し、音量やスピーカーの向きなど機器の調整を進めるとともに、聞き取りやすい放送に心がけて運用してまいります。

また、緊急時の放送の際には、放送前にサイレンを吹鳴するなど運用の見直しも検討しているところです。

さらに、災害時等における市民への情報伝達については、同報系防災行政無線の放送をはじめ、市ホームページへの掲載、市公用車・消防団による広報、さらにはテレビ画面のＬアラート表示、携帯電話の緊急速報エリアメールなど、あらゆる手段をもちいて、情報の伝達・広報に努めてまいります。

(担当：消防防災課)

●伝樋川の清掃や掘削をしてほしい。

今般の台風 19 号に伴う大雨は、伝樋川をはじめ、市内の各河川流域に甚大な被害を及ぼしました。「伝樋川の清掃や掘削をしてほしい。」との要望については、伝樋川を管理している福島県保原土木事務所にお伝えをしましたところ、「令和 2 年度より、伝樋橋から広瀬川合流部の区間について、川底の掘削を進める予定です。」との回答をいただきました。

市としまして、今後も適切な河川の維持管理が図られるよう福島県にお伝えしてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(担当：土木課)

●水道料金が安い理由を市民に説明してほしい。

公益社団法人日本水道協会が平成 31 年 4 月 1 日現在で調査した、一般家庭 1 カ月当たりの水道料金（口径 13 ミリで 20 m³使用した場合）の結果では、本市の水道料金は 4,860 円となっており、近隣の福島市 3,650 円より高額になっております。

水道水に係る費用（給水原価）は、全て水道料金収入で賄うことが原則となっておりますが、市における平成 30 年度の水 1 m³あたりの水道料金収入（供給単価）は 274.62 円である一方、給水原価 282.51 円となっており、1 m³あたり 7.89 円の赤字の状況にあります。

このように、市の給水原価が高額となっている理由として、市独自の地理的、地形的な要因により、給水人口 1 人当たりの水道管路延長が長いため、維持管理費用等がかさむことが挙げられます。

市では、市民の皆様がライフラインである水を安心してご利用いただけるよう、山間地など人口の少ない地区等へも水道管の整備をこれまで行ってきました。その結果、市の一人当たりの管路延長は 11.5m となっており、福島市の 5.7m に比べ管理する管路が長いため、維持管理や更新に係る費用がかさんでいる状況にあります。

市では、これ以上の水道料金引き上げを行わず、人件費や事務費の抑制等による経営の効率化に努めるため、平成 27 年度に「伊達市新水道ビジョン」を策定しました。本年 4 月からは、このビジョンに基づく施策の一つとして、料金徴収業務やメーター検針業務等の民間委託による費用抑制、計画的な漏水調査による有収率の向上・水道料金収入の確保を図ってまいります。

(担当：水道課)